

障害者就業支援事業

1. 障害者雇用就業サポートデスク
2. 各種セミナー
3. 企業見学支援事業
4. 障害者雇用実務講座
5. 職場体験の実習先企業開拓・紹介事業
6. 職場体験実習面談会
7. 東京しごと財団職場体験実習助成金
8. 障害者委託訓練事業
9. 東京ジョブコーチ職場定着支援事業
10. 職場内障害者サポーター事業
11. 障害者雇用ナビゲート事業
12. 中小企業障害者雇用応援連携事業

1

障害者雇用就業サポートデスク

専門の相談員がご相談に応じます

障害のある方やその関係者(家族・友人・知人・就労支援機関等)、また企業等の障害者雇用について、それぞれの状況やご希望に応じたご相談を随時承ります。

障害理解、就職活動、障害者雇用に関する資料もご覧いただけますので、お気軽にご利用ください。



★障害者手帳の有無や障害の種別は問いません

★すべてのご利用は無料で相談は予約制です(資料の閲覧のみの場合は予約不要)

★職業紹介は行っておりません

★匿名でのご相談も可能です

相談の種類と内容

●一般相談 こんなご相談をいただいています。

障害のある方・そのご家族 … 相談窓口や支援機関を知りたい。

就労支援機関・関係機関 … 職場体験実習や企業見学について知りたい。

企業 … 障害特性の理解や業務の切り出し、雇用の進め方が分からない。

●専門相談(2種類)

- ・障害者テレワークの専門家への相談 … 障害者のテレワーク導入や支援機器の活用等
- ・社会保険労務士等への相談 … 障害年金や障害者雇用等

相談方法

来所／電話／オンラインのいずれかよりお選びいただけます。

※電話・オンラインの場合、相談にかかる通信料はご相談者様の負担となります。



相談時間

●一般相談 … 月～金曜日 9時～17時

●障害者テレワークの専門家への相談 … 第2・第4火曜日 13時～17時

●社会保険労務士等への相談 … 毎週木曜日 13時～17時 ※ご利用はお一人様・一企業、1回限り(最大1時間)

※土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業

※一般相談・テレワーク専門相談のご利用は複数回可能(ただし、1回あたり最大1時間)

障害者雇用就業サポートデスク多摩

令和4年10月に障害者雇用就業サポートデスク多摩(立川市柴崎町3-9-2)がオープンしました。

来所相談と資料の閲覧が可能ですので、詳細はお電話でお問い合わせください。多摩地域にお住まいの障害のある方、多摩地域の企業や就労支援機関の皆様のご利用をお待ちしています。

【利用時間】 月曜日・水曜日・金曜日 9時～17時

アクセスは巻末の地図をご参照ください。

お問い合わせ

障害者雇用就業サポートデスク(飯田橋・多摩共通)

【電話】 03-5211-5462

【URL】 https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/information_corner.html



2

各種セミナー

役立つセミナーを随時開催しています

① 就活セミナー(年8回) 知的障害者対象 年3回 精神障害者対象 年3回 発達障害者対象 年2回

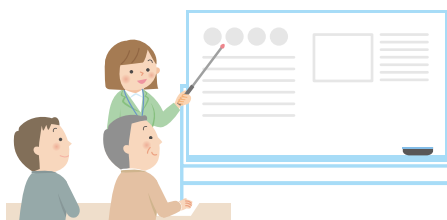
就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにした4日間のセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただきます。就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

参加対象

東京都内の就労支援機関等に利用登録している知的障害者、精神障害者、発達障害者(支援者とペアで参加)

就活セミナーのポイント

- 働く準備・働き続ける準備をしよう!
- やってみよう! 体験してみよう!
- 支援者も一緒に学んで今後の就活を支援しよう!



② 保護者向けセミナー(年2回)

障害のある方の保護者や支援者を対象にしたセミナーです。障害のある方を雇用している企業の担当者や就労支援機関職員等を講師として、企業での採用事例や就労支援機関の支援内容等を紹介します。

参加対象

都内在住(在学・在勤)の障害のある方の保護者や、都内の支援学校や就労支援機関等の職員

③ 医療機関向けセミナー(年1回)

障害者雇用の現状や就労事例の紹介等、障害者の就労支援に資する情報提供を講義形式で行うほか、グループワークによる事例検討等を通じてアイデアの共有や支援者間のネットワークづくりを図ります。

参加対象

デイケア等において障害者に就労を含めた支援を行う医療機関スタッフ

④ 中小企業向けセミナー(年2回)

障害者雇用を進めるためには、まず障害の特性や雇用制度、先行企業の取組み等について知ることが重要です。そのため、専門家や先行企業の人事担当者等を講師に招いたセミナーを実施しています。

参加対象

これから障害者雇用に取り組む都内企業の経営者・人事担当者等

上記以外のセミナーも随時開催しています。詳細は、ホームページをご確認ください。

お問い合わせ

①～③企画普及係 【電話】 03-5211-2681

④コーディネート事業係 【電話】 03-5211-2682

【URL】 <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/index.html>



3

企業見学支援事業

障害者雇用のイメージがつかめます

東京しごと財団では、障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用
に先進的に取り組む企業等の企業見学会を行っています。

見学会対象者

- ① 都内企業の人事担当者等
- ② 都内就労支援機関等の障害者就労支援従事者
- ③ 支援機関に登録し、一般就労を目指す障害者

見学会の特徴

- ・少人数制の開催のため、質問がしやすく、さまざまな疑問点が解消できます。
- ・随時開催しているので都合の良い日に参加しやすくなっています。
- ・障害者が活躍している現場を見学することができます。



ご利用方法

当財団において、企業見学の受入れ可能な企業のリストを開拓し、企業見学をセッティングします。企業見
学をご希望の方は、ホームページからお申込みください。

見学先企業の募集について

当財団では、企業見学を受け入れてくださる企業を募集しています。詳細は、以下お問い合わせ先まで、ご
連絡ください。

参加企業の声

- ・実際に働いている方の声を聞くことで、一緒に働いていくイメージが湧いて、有意義な時間となりました。
- ・好事例・失敗談等のエピソードを交えて教えてくれたので参考になりました。
- ・企業の人事担当者が障害者雇用と真摯に向き合っているお話を聞いたので良かったです。
- ・精神障害者の採用や職場定着の方法がわかり、とても勉強になりました。



お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/networking_event/index.html



4

障害者雇用実務講座

障害者を雇用したことがない中小企業等の実務担当者向け

これまで障害者を雇用したことがない中小企業等が、障害者雇用に向けた基礎的な知識やノウハウを学ぶことができる講座です。

事業の対象者

障害者を雇用したことがない東京都内の中小企業等で、人事担当者等の実務を行う方

事業の内容

当講座は、障害者を雇用していない中小企業等を対象にした集中講座です。障害者雇用に関する基礎知識やノウハウの習得から、自社の業務で障害者が従事できそうな業務の切り出し等まで、参加者同士のグループワークも交えながら学ぶことができます。

カリキュラム

障害者雇用の制度やながれ、障害特性、体制作りを3日間のパッケージにして詳しく解説

1日目

障害者雇用の現状理解

- 雇用の制度と最近の雇用情勢
- 雇用のながれと雇用上の留意点
- 障害に対する視点と活用できる社会資源
- 先行事例の紹介(障害者雇用をすでに行っている企業1社)

2日目

各障害の特性理解

- 主な障害について(身体・知的・精神・発達)
- 安定した障害者雇用のために

3日目

受入れ体制の整備

- 受入れ前の準備
障害者を受け入れるために必要な準備・体制作りについてグループワークで学び、アイデアの共有・企業間交流を図ります。
- 東京しごと財団事業紹介

お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/jitsumukouza.html>



5

職場体験の実習先企業開拓・紹介事業

実習の受入れ企業を募集しています

企業の皆様へ

障害者を職場体験実習で受け入れてみませんか？

職場体験実習は、障害者雇用を検討している企業の皆様が、障害者を実習生として職場に受け入れ、実際の業務を実習として体験してもらうことで、企業に障害者雇用のノウハウを蓄積できる貴重な機会です。

東京しごと財団では、「障害者雇用を検討している企業」と「就労を目指す障害者」を結びつける事業を推進しており、障害のある方を実習生として受け入れていただける企業を募集しています。

事業の内容

職場体験実習は、障害者を雇用するにあたり、企業と障害者双方の不安を解消し、準備性を高める有効なツールです。

実際に障害者を職場で受け入れることにより、企業は障害者が働く姿をみることができ、障害の特性や業務に関する適性、職務の遂行能力、コミュニケーションの方法等を知る機会となります。

職場体験実習を受け入れていただける企業に対して、**障害者雇用支援アドバイザー**を無料で派遣いたします。

障害者雇用支援アドバイザーに業務の切り出し方や実習実施に向けたスケジュールの作り方などを相談してください。



職場体験実習の実施までの流れ

応募

当財団の職場体験実習受入れ企業の募集にご応募ください。

アドバイザーが訪問

企業に訪問させていただき、実習の受入れ人数や対象障害種別、実習期間や内容等の詳細を調整の上、企業登録をお願いします。

登録

当財団のホームページや障害者雇用就業サポートデスク(窓口)等で、登録情報を就労支援機関等へ提供します。

実習前調整

当財団の仲介により、就労支援機関等の要望に応じて職場体験実習生の受入れの可否を調整いたします。

実習実施

■当財団が実習に係る補償の付与をしています。
■中小企業等の場合は、実習にかかる諸経費を補助する助成金を支給します(要件あり)。

支援機関の皆様へ

障害者の職場体験実習先をご紹介します！

職場体験実習は、障害者の職業準備性を高め、就職に有効な手段です。当財団では、職場体験実習の拡充のため、障害者雇用支援アドバイザーが実習先を開拓しています。お気軽にご相談ください。

●相談内容

- ・職場体験実習受入れ企業の情報提供
- ・希望企業のヒアリング
- ・職場体験実習先の紹介

お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/workplace_experience-based_training/index.html



6

職場体験実習面談会

実習を希望する障害者との出会いの場

職場体験実習面談会は、障害者の職業準備性及び企業等の雇用準備性をより高めるため、企業で実習を行いたい障害者と障害者を受け入れたい企業等のマッチングを図る場として、年8回程度開催しています。

事業の要件

対象

- ①本社または事業所が東京都内にある企業等
- ②東京都内の就労支援機関から推薦された障害者

面談会1回の規模

- ①参加企業 40社程度
- ②参加障害者 200名程度

事業の内容

面談会は、完全予約制という面談時間を指定しての参加となります。

企業は、お一人当たり約15分という面談時間で最大12名の障害者と面談ができます。

障害者は、登録している就労支援機関の支援員とペアで参加いただきますので、面談後実習に至った際には、支援機関を通じて企業とスムーズな実習に進むことができます。

参加企業の声

- ・就労支援機関の支援を受けている方との面談なので安心できました。
- ・さまざまな障害のある方とお話ができ、当社で活躍できそうな人材を見つけることができました。
- ・実習後に採用に繋がる方は、だいたいこの面談会の参加者です。いつも貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

**ミニ面談会**

も実施しています！

実習生を受け入れたい企業の実習予定時期に柔軟に対応するため、ミニ面談会も開催しています。

4～6社程度の企業が参加する小規模開催なので、時間的にも余裕をもって、より綿密な面談ができます。

お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/workplace_experience-based_training/index.html



東京しごと財団職場体験実習助成金

実習にかかる経費の一部を助成します

東京しごと財団では、中小企業等における障害者雇用を促進するため、障害者職場体験実習事業を実施しています。この助成金は中小企業等の皆様が障害者職場体験の実習生を受け入れ、実習を実施した際に要する諸経費を助成するものです。

助成金の要件

- 本社又は事業所が東京都内にある企業等
 - 申請日以前直近の6月1日現在において、短時間労働者*以外の常時雇用する労働者の数と短時間労働者（1人を0.5カウント）の数の合計が300人以下であること。（特例子会社を除く）
- ※短時間労働者とは常時雇用する労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

助成金

6万円（同一年度内の利用は、1企業1回まで）

支給要件

- 申請日以前直近の6月1日現在において、下記の(ア)(イ)いずれかを満たす企業等
 - (ア) 障害者を雇用していない又は法定雇用率未達成の企業等
 - (イ) 雇用する障害者とは異なる障害種別の実習生を受け入れた企業等
- 都内実習場所において、下記の(ウ)(エ)いずれかを満たす実習であること
 - (ウ) 1日あたり4時間以上かつ5日以上の実習を実施すること
 - (エ) 障害の状況から(ウ)の実習が難しい障害者については、1日あたり2時間以上4時間未満かつ5日以上の実習を実施すること
- 障害者雇用支援アドバイザーの支援を受け、障害特性に配慮した実習を行うこと（原則として職場体験実習受入れ登録企業が対象）



この他にも支給要件がありますので、詳細については下記担当までお問い合わせください。



お問い合わせ

コーディネート事業係

【電話】03-5211-2682

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/workplace_experience-based_training/grant_business.html



8

障害者委託訓練事業

訓練を受講したい方へのご案内

訓練の対象者 ①から③の要件全てにあてはまる方

- ①身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方または、精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病等があり、公的な判定書(意見書・診断書等)・難病指定の医療受給者証をお持ちの方
- ②居住地管轄のハローワークに求職登録を行い、受講の推薦を受けた方
- ③訓練先まで通所できる方で、職業訓練を通じて就職しようという意思のある方

委託訓練を受講するには



訓練の申込みは
居住地管轄の
ハローワークへ

面接

訓練開始

訓練終了

訓練を8割以上
受講した方には
修了証書をお
渡しします

訓練の内容 訓練期間は1か月～3か月



実践能力習得コース

飲食店舗の洗い場、盛付け等の補助業務、
オフィスでの事務補助作業、清掃作業等
障害者を雇用している又は雇用を検討している
企業で、実践的な職業能力の習得ができます。

知識・技能習得コース

パソコン技能、オフィス作業、封入作業、
軽食喫茶業務、清掃業務等
就職に必要な知識・技能の習得ができます。
オンライン訓練が可能なコースもあります。



日本版デュアルシステム

パソコン操作と職場実習等
就職に必要な知識技能と職場実習を一体的に
行い実践的な職業能力が習得できます。

e-ラーニングコース

都内在住で、訓練施設への通所が困難な
方を対象に、在宅でインターネットを通じて
IT技能が習得できます。



在職者訓練コース

企業等で働いている方を対象に、雇用の継続と
スキルアップを目指します。
★このコースは当財団に直接お申込みください。
オンライン訓練が可能なコースもあります。

各コースの詳細内容は、ホームページをご確認ください

お問い合わせ

委託訓練推進班

【電話】03-5211-2683

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/trust_training/index.html



障害者委託訓練事業

事業者向け訓練業務委託のご案内

障害者委託訓練とは

東京しごと財団がハローワークと連携して実施する**障害のある方のための多様な職業訓練**です。企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人等、様々な機関に訓練を委託して実施しています。

訓練の内容と委託料 ※委託料は訓練受講生一人当たりの金額です(税込)

障害者を雇用している又は雇用を検討している企業向け

▶ 実践能力習得訓練コース

実際の職場を活用して実践的な職業能力の習得を図る訓練コースです。訓練中の指導を通じて障害者雇用のノウハウが蓄積でき、採用を具体的に検討する際に役立ちます。

*科目例 事務補助、飲食店舗における補助業務、清掃作業 等

*委託料 上限6万6千円/月(中小企業は9万9千円)

お申込みは
随時受付して
います

障害者のスキルアップを支援したい企業向け

▶ 知識・技能習得訓練コース

就職に必要な基礎知識・技能の習得を図るコースです。オンライン訓練も可能です。

*科目例 パソコン技能、オフィス作業、封入作業、軽食喫茶業務、清掃 等

*委託料 上限6万6千円/月

▶ 障害者向け日本版デュアルシステム

就職に必要な基礎知識・技能の習得と職場実習を一体的に行い、実践的な職業能力の習得を図るコースです。

*科目例 オフィスパソコン実践、事務作業で必要なパソコン操作と職場実習 等

*委託料 ①集合訓練:上限6万6千円/月 ②職業能力講座:2千2百円/日 ③職場実習:上限11万円/月

▶ e-ラーニングコース

都内在住で訓練施設へ通所が困難な方を対象に、在宅でインターネットを通じて就職に必要なIT技能の習得を図るコースです。

*科目例 IT技能、Web制作基礎 等

*委託料 上限6万6千円/月

▶ 在職者訓練コース(お申込みは随時受付しています)

企業で働いている方が雇用の継続を目的として技能のスキルアップを図るコースです。オンライン訓練も可能です。

*科目例 仕事に役立つパソコン、ワード・エクセル応用 等

*委託料 受講実施時間に応じて、2万2千円から17万6千円

お申込みは
年2回
6月・12月

この委託訓練は、東京しごと財団が厚生労働省「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」を東京都から委託されて実施しています。

訓練業務委託のながれ



業務委託のエントリー方法等は、ホームページをご参照ください。

お問い合わせ

委託訓練推進班

【電話】03-5211-2683

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/trust_training/index.html



9

東京ジョブコーチ職場定着支援事業

東京ジョブコーチが企業に出向いて職場定着をサポートします

障害者が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、障害者を雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、東京都独自の**東京ジョブコーチ**が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整等、職場定着に向けた支援をします(テレワークの定着支援を含む)。

東京ジョブコーチとは東京しごと財団が認定した職場適応援助者です。

支援対象となる障害者

東京都内に在住または在勤の障害者で、原則として就業中または就職が決定している方

支援内容

個々のニーズに応じて下記のような支援を行います。

- ① 障害者の業務内容の検討・組み立て
 - ※テレワークの定着支援の場合は、必要に応じてICT分野の専門家がサポートをして、オンラインや企業訪問により支援にあたります。
- ② 作業習得支援
- ③ コミュニケーション支援
- ④ 通勤支援
- ⑤ 障害者を雇用する企業の従業員への理解促進・職場の環境調整
- ⑥ 障害者の家族および企業等への相談支援



支援回数・期間等

支援回数は、障害者1名に対して20回(20日)以内を目安としています。

20回(20日)は連続日程のほか、週に1回ずつ(20週)や、支援の初期は高い頻度、その後は低い頻度にするなど、個々の支援に応じて利用できます。

利用のながれ

支援のながれはおおむね次のとおりです。支援を受けたい障害者、企業・支援機関等の方は、まず**東京ジョブコーチ支援センター**にお電話ください。

インテーク	相談・申込み	まずは東京ジョブコーチ支援センターにお電話ください。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 企業等 障害者 支援機関等 ▶ 東京ジョブコーチ支援センター </div>
	打合わせ	東京ジョブコーチ支援センターのコーディネーター・担当東京ジョブコーチが就業先等を訪問し、支援内容の事前打合わせをします。
支援	支援計画	打合わせ結果から、担当東京ジョブコーチが支援計画を作成します。
	支援	支援計画をもとに、担当東京ジョブコーチが就業先で支援をします。
フォローアップ	定着確認(再支援)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援終了から6か月後に、定着状況を確認します。 ■ 新たな課題が生じた場合は、ご相談ください(再支援も検討します)。

費用

費用の負担はありません。

お問い合わせ

支援に関するご相談・利用のお申込み：**東京ジョブコーチ支援センター**

【電話】03-3378-7057

【URL】<http://ns2.ikuseikai-tyky.or.jp/~iku-tokyo-jc/>



10

職場内障害者サポーター事業

職場定着を支援するためのノウハウを学べます



「ハートの中のバラとパンジー」
アート村アーティスト醍醐恵子(知的障害)

障害のある社員が長く職場に定着し、かつ貴重な人材として活躍するためには、職場における日常的な支援を企業が自ら行っていくことが必要です。障害者の**職場定着**を推進する企業等を募集し、障害のある社員を支援する**職場内障害者サポーター**を養成することで、社員が働きやすい職場づくりを支援します。

事業のながれ

1 養成講座(6時間×2日間) 日程:随時開催(年間28回程度)/開催場所:青山、立川

※一部WEB配信により実施しています。

職場定着を支援するために必要な知識・ノウハウ等を学ぶ講座です。

研修カリキュラム

障害者雇用の現状から考える
社内支援体制



講座風景(講義)

障害特性を踏まえた支援
(就労現場の見学含む。)



講座風景(就労現場見学)

現場で生きる実践的支援の習得
(グループワークや事例検討)



講座風景(グループ討議)

職場内で支援活動
サポーター登録

2 サポーター登録後、職場内で支援活動(6か月間) 支援員による定期訪問/フォローアップ研修:4時間

職場内障害者サポーターとして登録後は、支援計画に基づき、職場内の障害のある社員に対する支援を6か月間行います。支援活動中は、専門知識を有した支援員が職場を定期訪問(月1回程度)し、サポーターを支援します。

※その間に、フォローアップ研修(1回)も開催し、支援スキルのブラッシュアップを行います。

3 奨励金支給(支給要件あり) 中小企業:24万円、大企業・特例子会社12万円

4 アフターフォローアップ 個別電話相談:随時/アフターフォローアップ研修:2時間

※対象者:認定職場内障害者サポーター(サポーター支援活動終了者)は何度でも参加できます。

事業参加者の声 ■職場内障害者サポーター事業のHPでは、具体的な好事例を紹介しています■

- ・障害者雇用に関する専門知識もなく、不安がある中で養成講座に参加したが、具体的な事例や対応方法を学べてよかった。
- ・支援員に相談しながら障害のある社員のサポートができたのは心強かった。
- ・支援員からのアドバイスを実践した結果、社員のモチベーションが上がり、業務効率も向上した。

お問い合わせ

職場内障害者サポーター事業運営事務局

【電話】03-6734-1096

【URL】<https://www.shougaisya-support.jp>

奨励金及び事業に関して

雇用促進係【電話】03-5211-2303

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/supporter.html>



障害者雇用ナビゲート事業

「障害者雇用」または「テレワーク導入」を
専任のナビゲーターが支援します

中小企業の皆さまの障害者雇用をナビゲート!!

障害者雇用ナビゲート事業は、二つのコースで障害者雇用を支援します。

- ①**障害者雇用コース**では、障害者を初めて雇用することを検討している中小企業等を対象にして、雇用前から雇用後の職場定着まで支援します。
- ②**テレワーク導入コース**では、障害のある方に初めてテレワークを導入する企業等を対象にして、テレワーク導入前から導入後の運用・定着まで支援します。

各コース、専任のナビゲーターが、皆さまの職場へ訪問して、伴走型の一貫した支援(ナビゲート)を提供します。
※支援(ナビゲート)はすべて無料です。

- 社員の多様化
- ワークシェアリング
- DX化への対応
- CSR・SDGsへの対応
- テレワークの普及

障害者を雇用しようと
思うけど…
どこから手を付ければ
良いのか？

- 働きたい障害者とは、どこで出会うの？
- 選考基準や雇用条件はどう定めるか？
- どのような対応や配慮をすれば良いの？



障害者雇用を取り巻く環境の変化

- 平成27年4月～ 障害者雇用納付金制度の適用範囲が拡大
- 平成30年4月～ 精神障害者が法定雇用率の算定対象に加わり、法定雇用率が2.2%に(民間企業の場合)
- 令和3年3月～ 法定雇用率が2.3%に(民間企業の場合)
- 令和6年4月～ 法定雇用率が2.5%に(民間企業の場合)
- 令和7年4月～ 除外率の引き下げ(設定業種毎に、それぞれ10ポイント引き下げ)
- 令和8年7月～ 法定雇用率が2.7%に(民間企業の場合)

支援対象企業の要件

次の要件を満たす東京都内に本社又は主たる事務所がある中小企業等
(労働者数300人以下。但し特例子会社を除く)

①障害者雇用コース

- 現在、障害者を雇用していない
- 身体障害者、知的障害者は雇用しているが、新たに精神障害者を雇用したい

②テレワーク導入コース

- 現在、テレワークを導入していない
 - ・雇用している障害者にテレワークを導入したい
 - ・テレワークをする障害者を新たに雇用したい

※この他にも要件があります。詳しくはお問合わせください

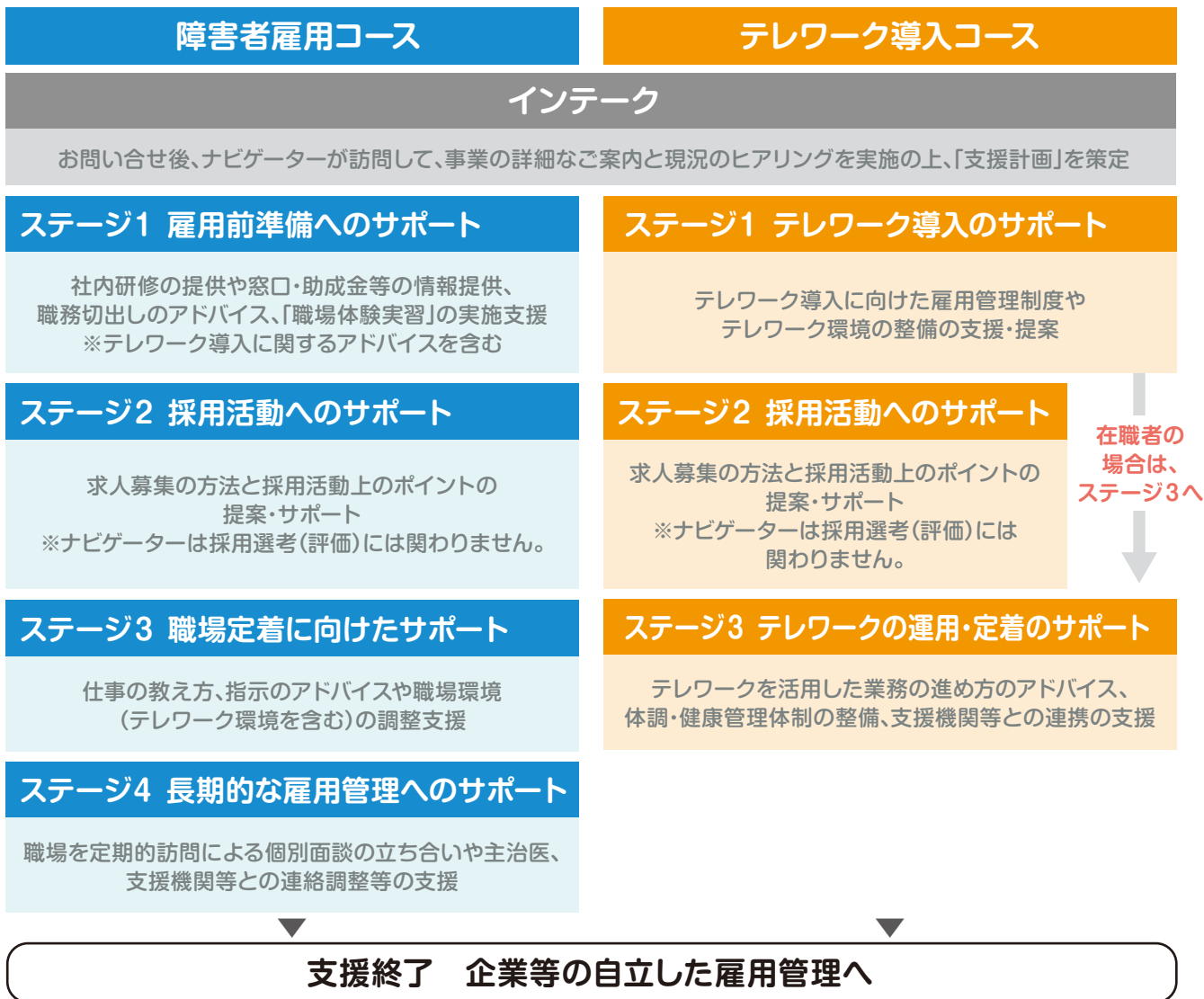
専任のナビゲーターがコースに応じて徹底サポート

本事業の利用企業等は、テレワーク実施に必要な機器等への助成制度をご利用いただけます。
支給要件等はお問合わせください。

お問い合わせ先は次頁をご確認ください。

障害者雇用ナビゲート事業のながれ

初めての障害者雇用や障害者にテレワークの導入を検討している中小企業等を対象に、一貫した支援(ナビゲート)を提供します。



助成制度のご案内

ナビゲート事業の利用企業等は、テレワークに必要な機器等の導入に要する経費について助成制度をご利用いただけます。(支給要件あり)

助成率 2/3 **助成金の上限** 60万円

助成対象経費 テレワーク機器、就労支援機器、業務ソフトウェア等の購入費用、システム構築費用、機器リース料、関連ソフトウェア利用料等(本事業により提案を受けた機器等に限り)

お問い合わせ

雇用促進係(「雇用ナビゲートの件」とお伝えください。)

【電話】03-5211-2318

【email】s_navigator@shigotozaidan.or.jp

【URL】https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/grant_business.html



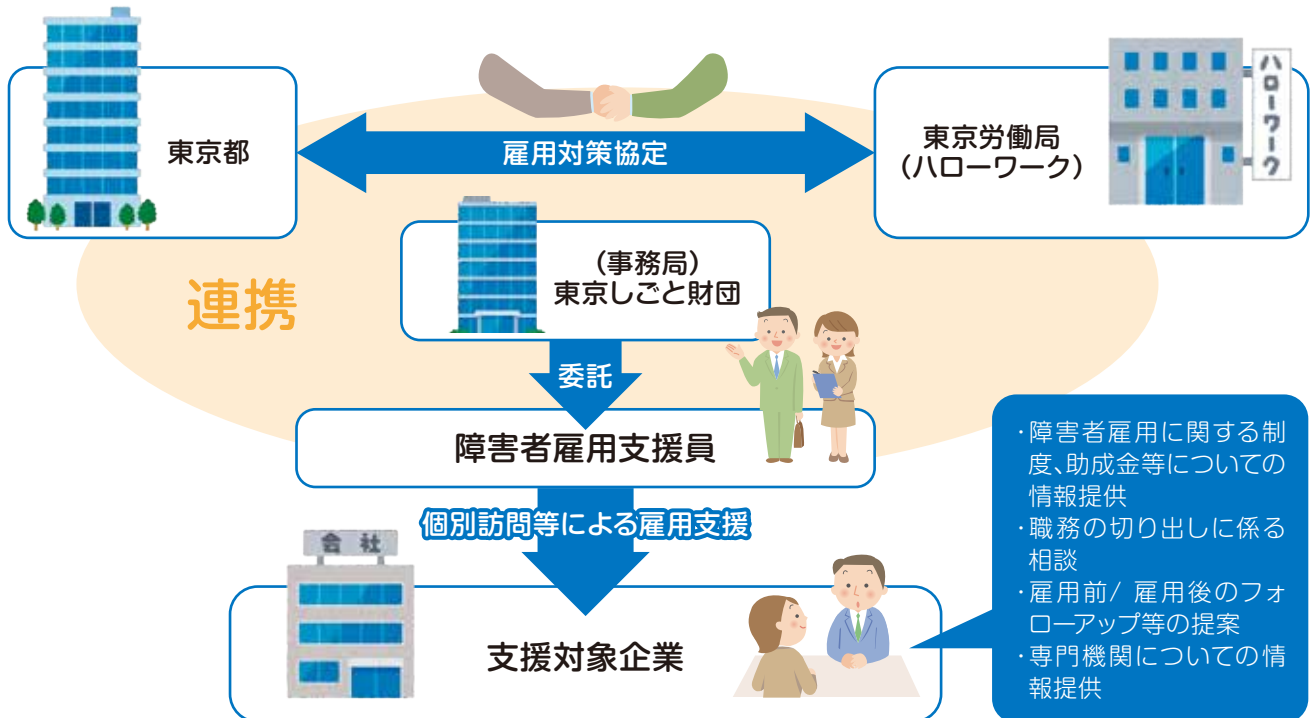
12

中小企業障害者雇用応援連携事業

企業のニーズに応じたきめ細かい支援を行います

都内中小企業の障害者雇用促進に向けて、東京都、国(東京労働局、ハローワーク)、東京しごと財団、都内障害者就労支援機関が連携し、対象企業へ個別訪問等による直接的支援を行います。

- 障害者雇用支援に精通した障害者雇用支援員が、企業ごとのニーズに応じたきめ細かい支援を行います。
- 企業の支援状況については企業の同意のもとで都や国と情報共有し、企業で求人の意向がある場合には管轄のハローワークにつなぐなど、雇用の実現に向けて速やかな対応が可能です。



⇒障害者雇用スタート/法定雇用率達成へ

支援方法

都内障害者就業・生活支援センター運営団体に配置している障害者雇用支援員が、訪問等により個別企業支援を行います。障害者の雇用や就業支援に関する専門的な知識・ノウハウをもとに、課題解決に向けた様々な支援方法を提案いたします。

支援対象企業

本事業は希望制・申込制ではありません。

障害者雇用を進めていく必要のある都内中小企業に対し、随時連絡、訪問を行います。

お問い合わせ

雇用促進係

【電話】03-5211-2303

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/combination.html>



障害者就業支援課の組織

担当部署	主な業務内容	お問い合わせ
企画普及係	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業支援事業の企画・調整・情報発信 ・各種セミナー(本人・保護者・就労支援機関等向け) ・就業総合相談会 ・機関紙『いんくる』の発行 ・就労支援関係機関意見交換会 	電話 03-5211-2681
	・障害者雇用就業サポートデスク(飯田橋・多摩)	電話 03-5211-5462
コーディネート事業係	<ul style="list-style-type: none"> ・各種セミナー(企業向け) ・企業見学支援事業 ・障害者雇用実務講座 ・職場体験実習 ・東京ジョブコーチ支援事業 	電話 03-5211-2682
委託訓練推進班	・障害者委託訓練事業	電話 03-5211-2683
雇用促進係	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内障害者サポーター事業 ・中小企業障害者雇用応援連携事業 	電話 03-5211-2303
	・障害者雇用ナビゲート事業	電話 03-5211-2318



総合支援部 障害者就業支援課

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター4階
(障害者雇用就業サポートデスクも4階にあります)

アクセス

- ▶飯田橋駅から
JR中央・総武線「東口」より徒歩7分
都営地下鉄大江戸線・東京メトロ有楽町線・南北線「A2出口」より徒歩7分
東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分
- ▶水道橋駅から
JR中央・総武線「西口」より徒歩5分
- ▶九段下駅から
東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線「3番出口」「5番出口」より徒歩10分



サイようくん



障害者雇用就業サポートデスク多摩

〒190-0023
立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口 東京都・立川市合同施設3階
(東京しごとセンター多摩と同じ建物内)

アクセス

- JR立川駅「南口」より徒歩4分、
多摩都市モノレール立川南駅より徒歩1分
(共にペDESTリアンデッキ直通)

【発行】公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課

【電話】03-5211-2681

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

令和5年5月発行



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。